

# 令和 8 年度適用税制改正

## 1. 給与所得控除額の見直し及び家内労働者等の所得計算の特例の見直し

・給与所得を計算する際に、給与収入から差し引く給与所得控除額について、これまでの55万円の最低保障額が、給与収入190万円以下の場合、65万円に変更となりました。

なお、給与収入190万円超の場合の給与所得控除額に変更はありません。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円 以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

・また、給与所得控除額の改正に伴い、家内労働者等の所得計算の特例について、必要経費とする最低保障額においても、これまでの55万円から65万円に変更となりました。

## 2. 扶養親族等の所得要件の改正

所得税の基礎控除改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件についても以下のとおり改正がありました。

扶養親族等の区分	所得要件 (カッコ内は収入が給与のみの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

※住民税の基礎控除額については、43万円に変更はありません。

### 3. 特定親族特別控除の創設

令和 8 年度から、合計所得金額が 58 万円を超え、特定扶養控除の対象とならない 19 歳以上 23 歳未満の特定親族を有する者に対し、その者の合計所得金額に応じて以下の表のとおり段階的に控除する「特定親族特別控除」が新たに創設されました。

※特定親族の要件は、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く)で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人をいい、合計所得金額が 58 万円以下の場合は、通常の特典扶養親族に該当します。

特定親族の合計所得金額 (カッコ内は収入が給与のみの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	45万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円